

平成 2 8 年 度

第 3 回 赤 穂 市 都 市 計 画 審 議 会

1. 日 時 平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日 (月) 午後 2 時 から

2. 場 所 市 役 所 6 階 大 会 議 室

赤 穂 市 建 設 経 済 部

第 1 号議案

赤穂市都市計画審議会

会長 萬代新一郎 様

西播都市計画公園の変更（上町公園の変更）について（赤穂市決定）

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

平成 28 年 10 月 24 日

赤穂市長 明石元秀

西播都市計画公園の変更（上町公園の変更）に係る図書の縦覧結果について（報告）

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 1. 都市計画の種類及び名称 | 西播都市計画公園の変更
(2.2.203号上町公園の変更) |
| 2. 告示番号 | 赤穂市告示第53号 |
| 3. 告示日 | 平成28年9月8日 |
| 4. 縦覧期間 | 平成28年9月16日から
平成28年9月30日まで |
| 5. 縦覧者 | 0名 |
| 6. 意見書の有無 | 無 |

計 画 書

西播都市計画公園の変更（赤穂市決定）

都市計画公園中 2.2.203 号上町公園を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

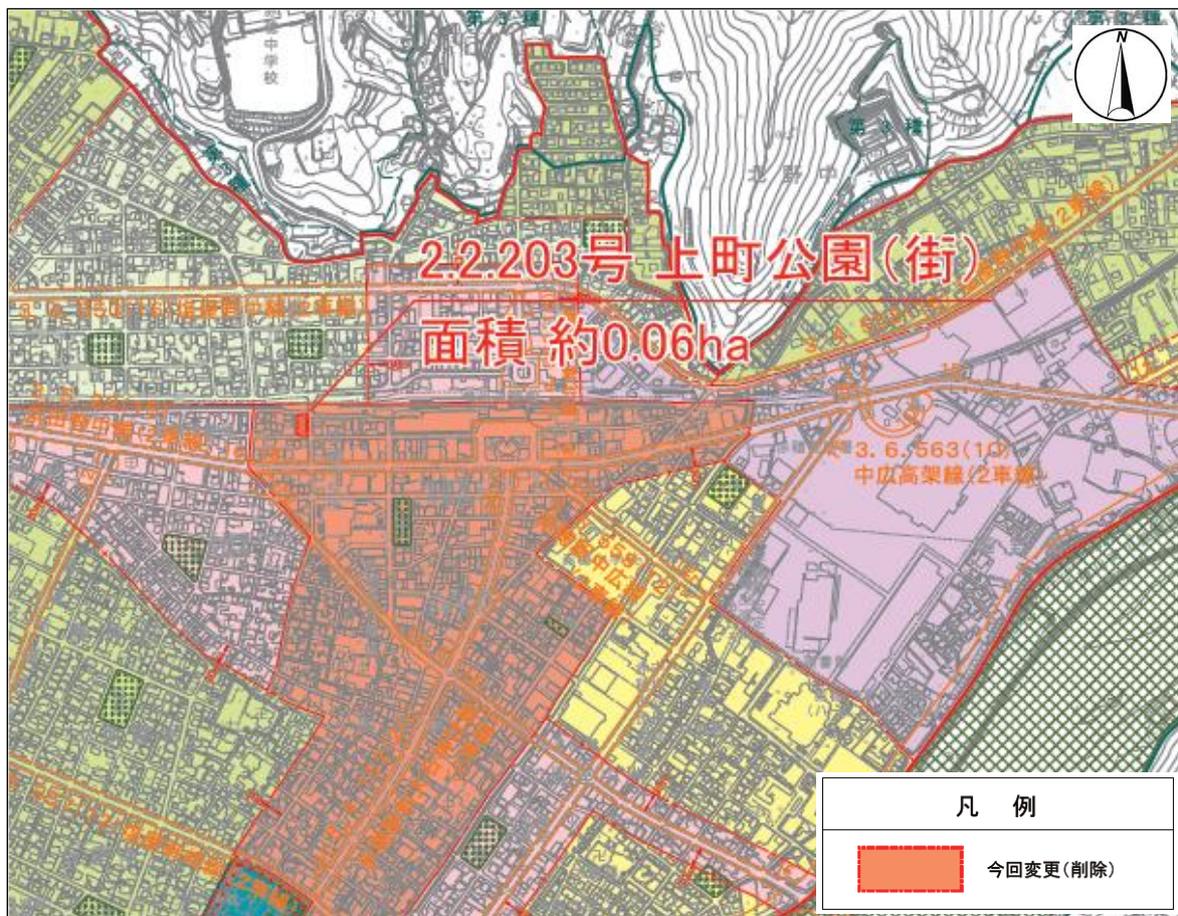
上町公園は、本市の中心市街地に位置し、街区公園として赤穂土地区画整理第一地区内に昭和 35 年に計画された公園であるが、周辺地域においてつばき公園や新町公園、また、上町児童遊園が整備され、代替機能が確保されていることから、本公園を廃止する。

変 更 前 後 対 照 表

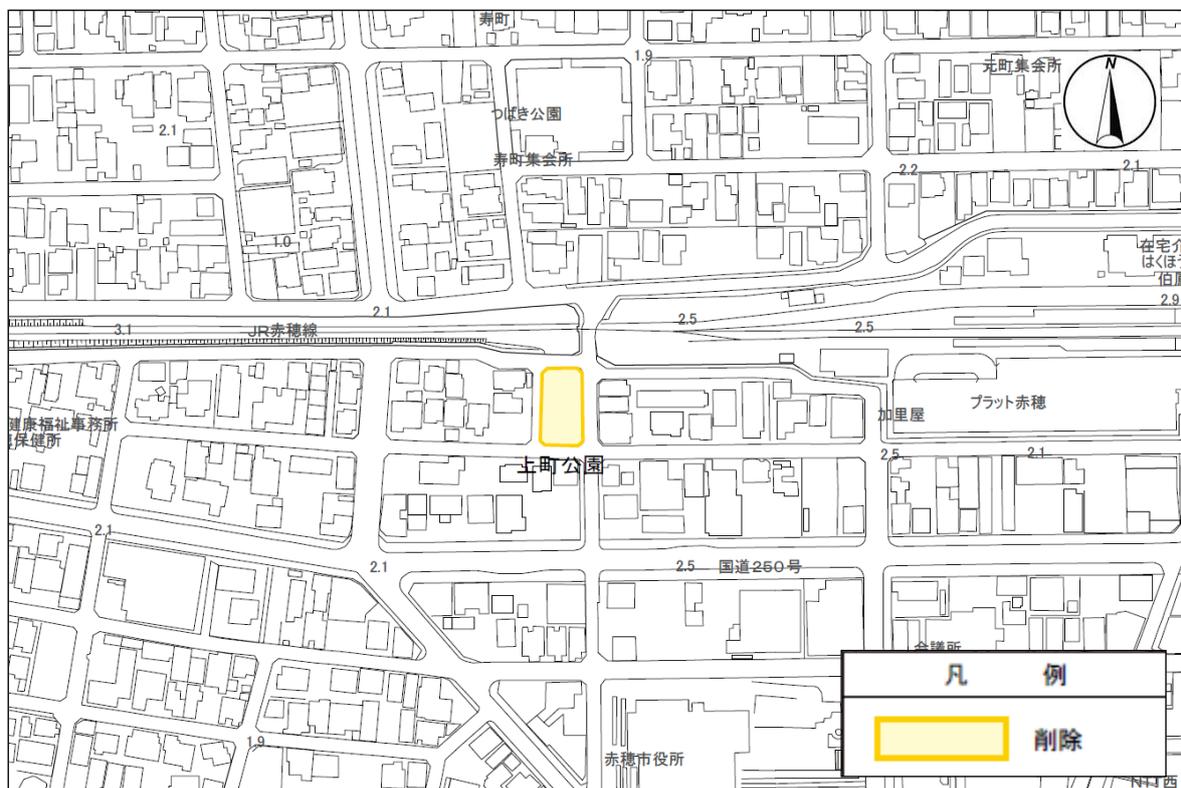
2.2.203号上町公園

変 更	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公 園 名			
変 更 前	街区 公園	2.2.203	上町公園	赤穂市 加里屋字上町	約0.06ha	ブランコ、 池、広場、 植栽
変 更 後						

総 括 図



計 画 図



協議第 1 号

計 画 書 (案)

西播都市計画道路の変更 (赤穂市決定)

都市計画道路中 3. 2. 21 号新田坂越線ほか 2 路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
幹 線 街 路	3. 2. 21	新 田 坂越線	赤穂市 新田字 有年組	赤穂市 高野字 樋ノ口	赤穂市 新田、 塩屋、 加里屋、 中広、 尾崎、 南野中、 北野中、 砂子、 浜市	約 8,750m	地表式	4 車線	30m	JR 赤穂線 と立体交 差 1 箇所 幹線街路 と平面交 差 11 箇 所	
	3. 4. 158	赤 穂 大橋線	赤穂市 加里屋 字上町	赤穂市 清水町	赤穂市 加里屋 中洲 3 丁目	約 2,360m	地表式	2 車線	16m	幹線街路 と平面交 差 5 箇所	
	3. 5. 22	浜 田 野中線	塩屋字 三ツ樋 浜	赤穂市 南野中 字埋田	赤穂市 塩屋、 加里屋、 中広、 南野中	約 3,050m	地表式	2 車線	15m	幹線街 路と平 面交差 9 ヶ所 中広高 架線と 立体交 差	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえながら、都市計画の変更を行う。

この方針に基づき、以下のように変更するものである。

新田坂越線は、昭和41年に本市西部地区よりの交通の円滑化と南部海岸工業地帯と市街地の分離を計ると共に阪神及び広島、岡山方面よりの交通のバイパスを考慮し、これらに伴う土地利用等を勘慮し、将来に資するため都市計画決定された路線である。

このうち、赤穂海浜大橋西詰から国道250号接続箇所までの区間については、整備が完了していない状況である。

このたび、当該区間における現道の自動車交通量や沿道の土地利用状況などを勘案し、車線数を4車線から2車線へ変更する。

これに伴い、計画されていた側道を削除し、幅員を8mに変更するとともに、一部区域を変更する。

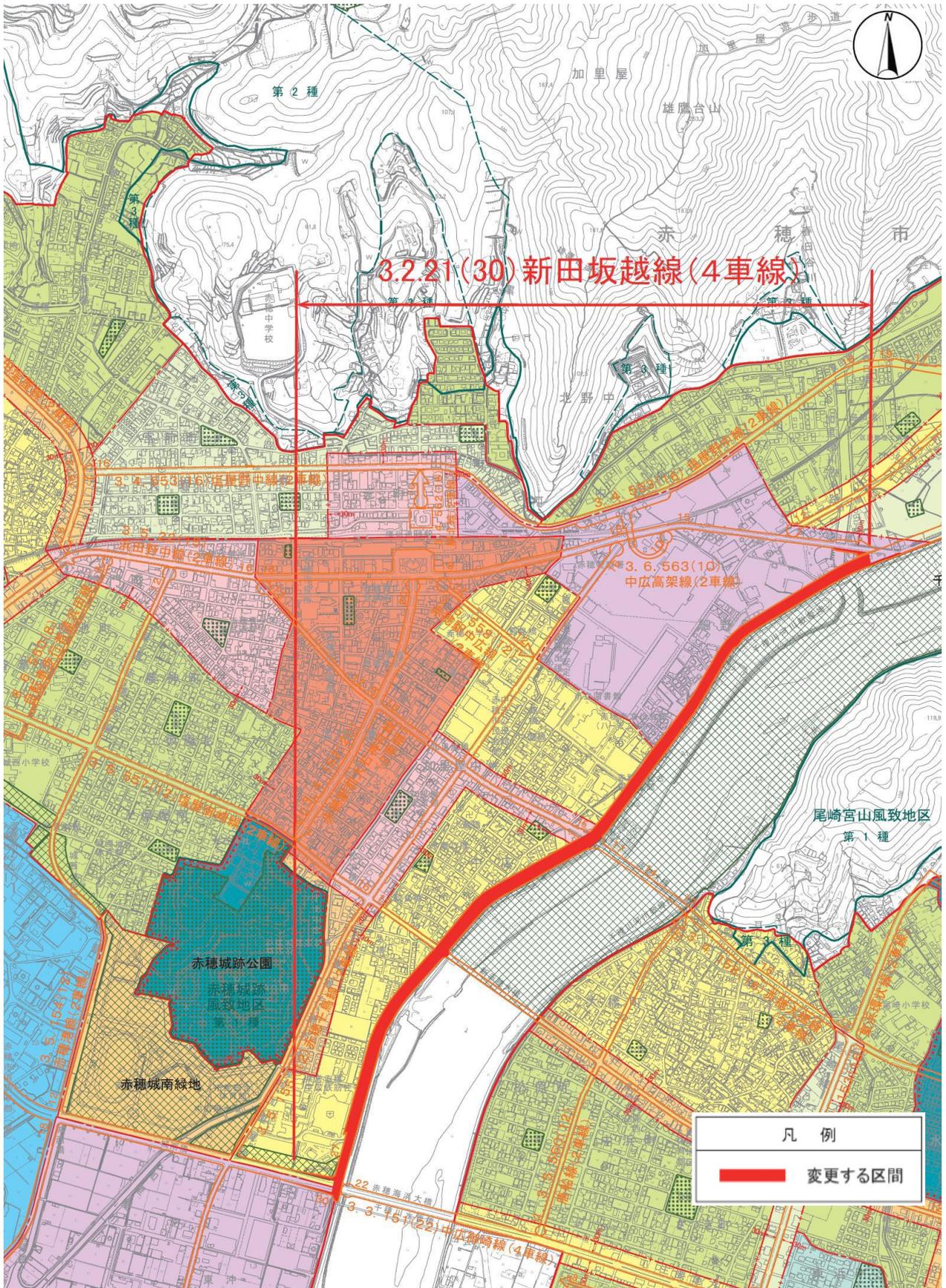
また、新田坂越線の区域変更に伴い、接続する赤穂大橋線及び浜田野中線の一部区域を変更する。

変更前後対照表(案)

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3.2.21	新田坂越線	赤穂市新田字有年組	赤穂市高野字樋ノ口	赤穂市新田、塩屋、加里屋、中広、尾崎、南野中、北野中、砂子、浜市	約8,750m	地表式	4車線	30m	<ul style="list-style-type: none"> ・一部車線数の変更 ・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3.2.21	新田坂越線	赤穂市新田字有年組	赤穂市高野字樋ノ口	赤穂市新田、塩屋、加里屋、中広、尾崎、南野中、北野中、砂子、浜市	約8,750m	地表式	4車線	30m	
変更前	幹線街路	3.4.158	赤穂大橋線	赤穂市加里屋字上町	赤穂市清水町	赤穂市加里屋中洲3丁目	約2,360m	地表式	2車線	16m	<ul style="list-style-type: none"> ・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3.4.158	赤穂大橋線	赤穂市加里屋字上町	赤穂市清水町	赤穂市加里屋中洲3丁目	約2,360m	地表式	2車線	16m	

変更前後	種別	名称		位置			区域	構造			主な変更内容
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
変更前	幹線街路	3.5.22	浜田野中線	赤穂市塩屋字三ツ樋浜	赤穂市南野中字埋田	赤穂市塩屋、加里屋、中広、南野中	約3,050m	地表式	2車線	15m	・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3.5.22	浜田野中線	赤穂市塩屋字三ツ樋浜	赤穂市南野中字埋田	赤穂市塩屋、加里屋、中広、南野中	約3,050m	地表式	2車線	15m	

総括図(案)



協議第 2 号

計 画 書 (案)

西播都市計画赤穂港臨港地区の変更 (赤穂市決定)

次のように西播都市計画赤穂港臨港地区を変更する。

名称	面積
赤穂港臨港地区	約 3.3ha
千鳥地区	約 2.8ha
鷗和地区	約 0.5ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書 (案)

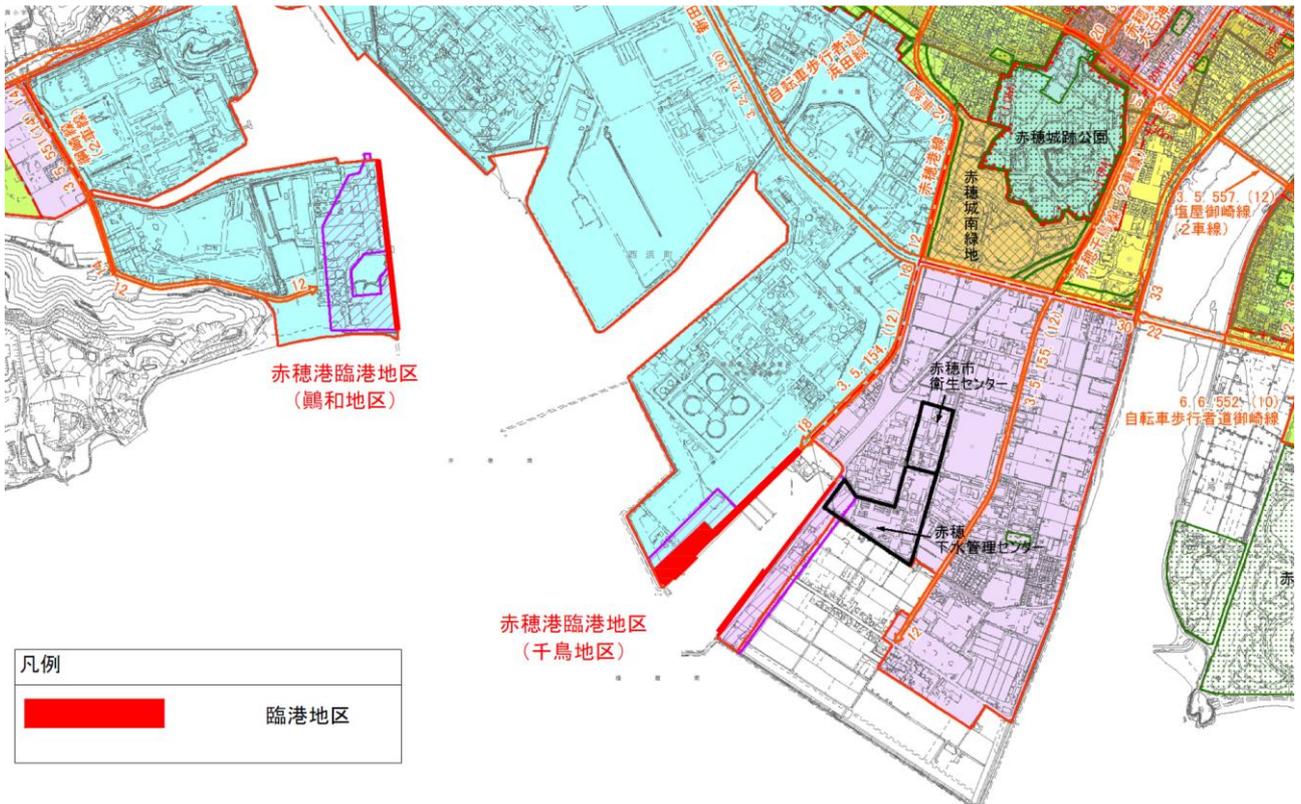
臨港地区は、計画的な港湾施設の整備・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導により、港湾における諸活動の円滑化・港湾機能の確保を図ることを目的に定めるものであり、昭和39年以降順次、臨港地区の指定を行ってきた。

整備が完了した港湾について適正な管理運営を行うため、赤穂港の臨港地区の見直しを行うものである。

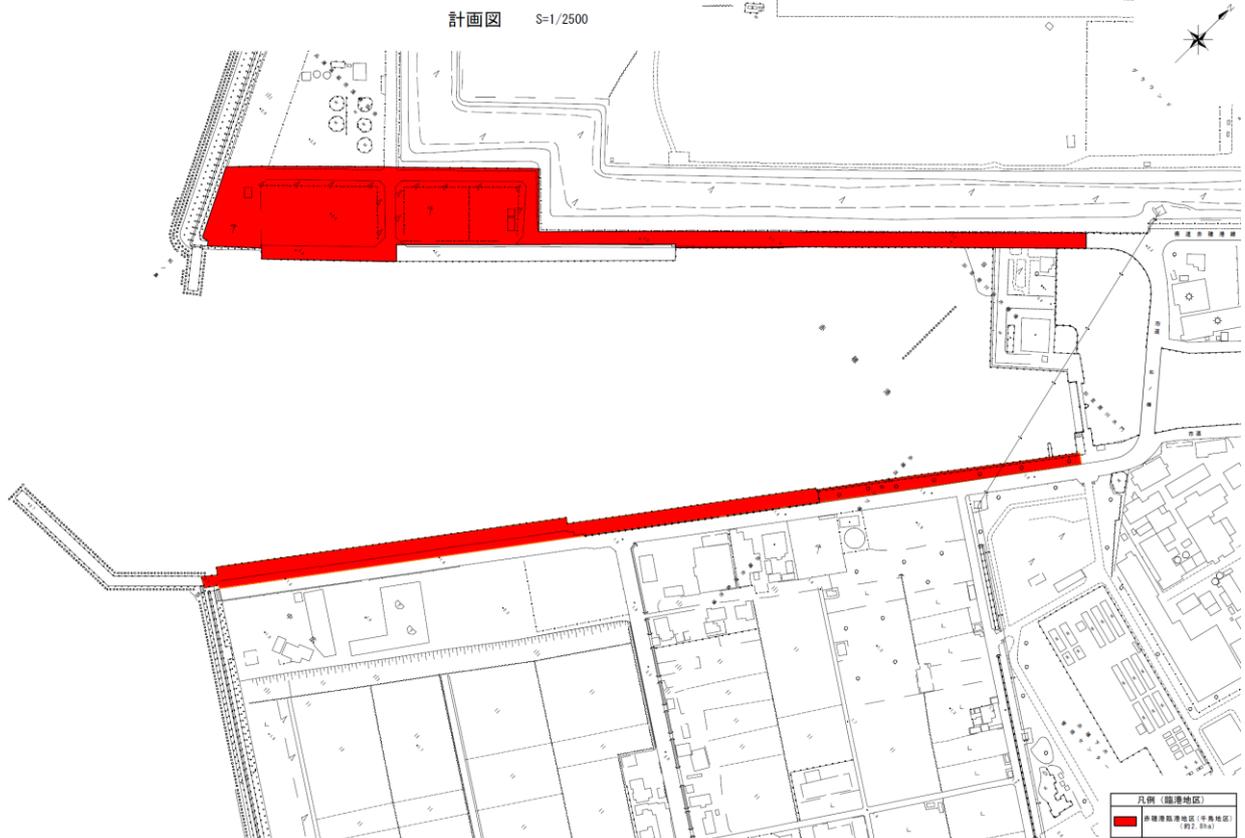
変 更 前 後 対 照 表 (案)

地区名	面積		備考 (分区条例による分区など)
	変更前	変更後	
赤穂港臨港地区	約 19.5ha	約 3.3ha	
千鳥地区	約 9.6ha	約 2.8ha	分区面積 ・商港区 約 2.8ha
鷗和地区	約 8.7ha	約 0.5ha	分区面積 ・商港区 約 0.5ha
御崎地区	約 1.2ha	全解除	

総括図(案)

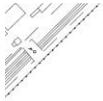


千鳥地区計画図(案)

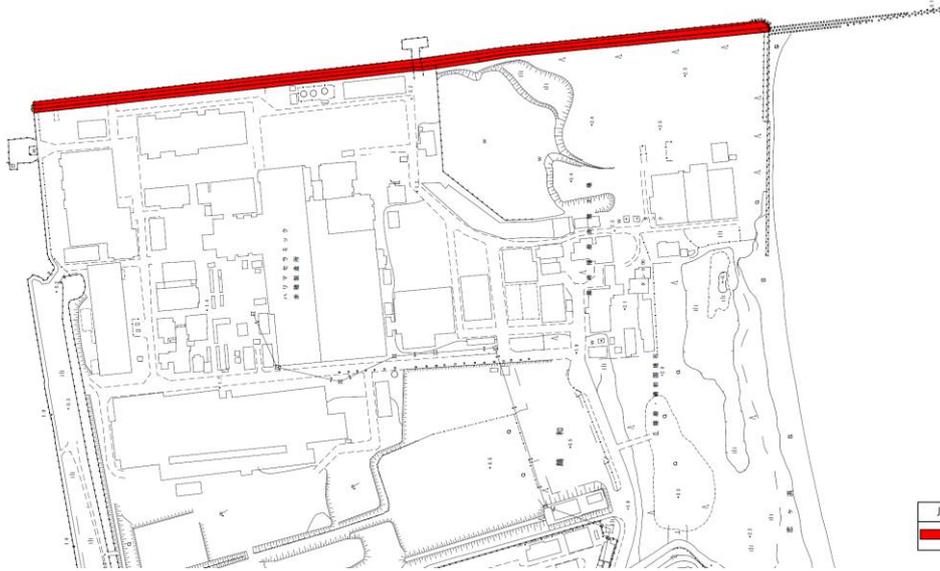


鶴和地区計画図（案）

計画図
S=1/2500



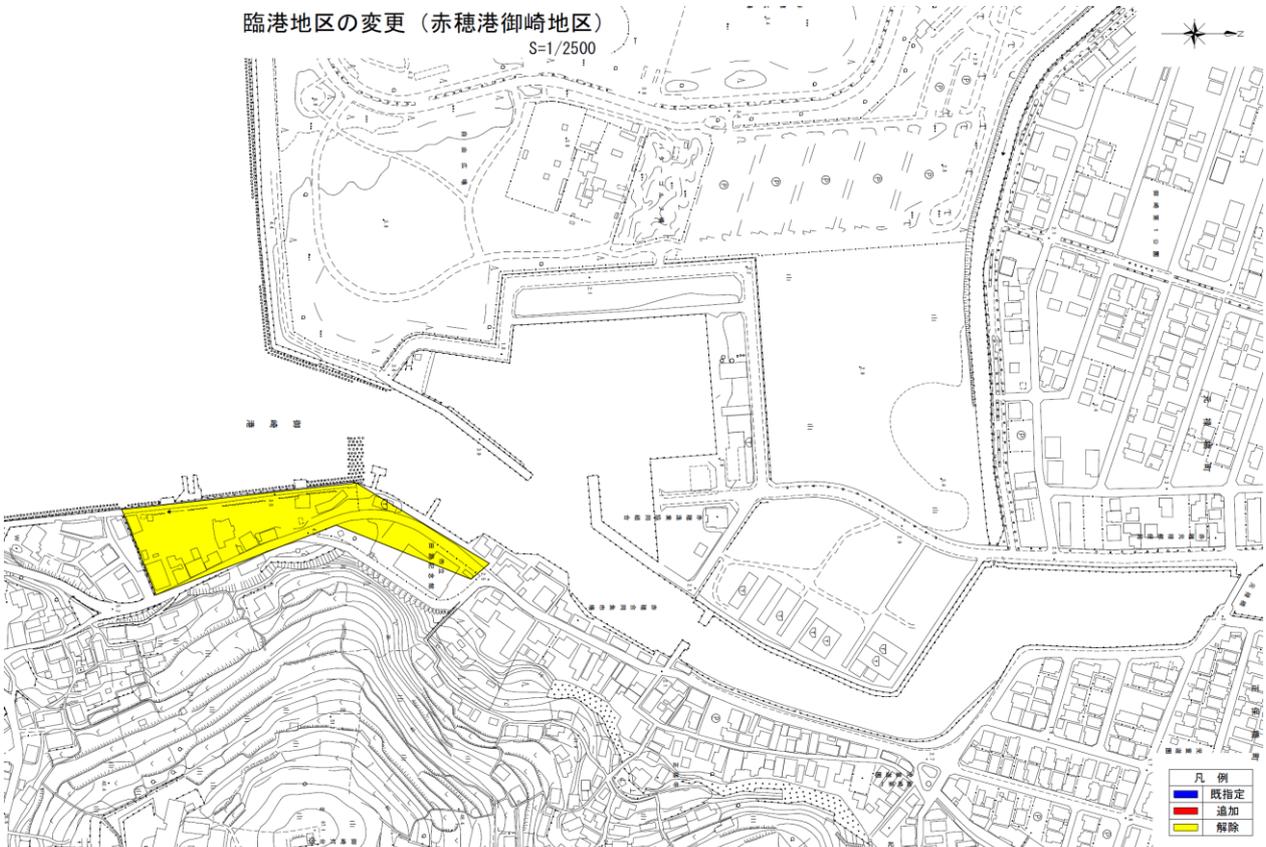
※ 案



凡例（臨港地区）	
	赤穂港臨港地区（臨港地区） （約 3ha）

御崎地区計画図（案）

臨港地区の変更（赤穂港御崎地区）
S=1/2500



凡例	
	既指定
	追加
	解除